

議案第 88 号

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等
に関する条例の一部を改正する条例について

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

条例案……別記

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 教育長の期末手当の支給割合を改定したいため。

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
案

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和32年条例第7号）
の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、次項の規定は令和4年12月1日から適用する。

（経過措置）

2 令和4年12月に支給した期末手当に限り、この条例による改正後の交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第4項の規定中「100分の212.5」とあるのは「100分の217.5」とする。

（期末手当の内払）

3 教育長がこの条例による改正前の交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて、令和4年12月1日を基準日として支給を受けた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。